

講演録

2013年9月26日

報告者：インドネシア労働組合総連合（CITU）

サイード・イクバル会長

【インドネシアの労働事情】

インドネシアは世界で第4位の人口（2億6千万人）を擁しており、国土も広く東西の距離は5120kmに及んでいる。GDPは1人当たり2011年の2500ドル（約24万6千円）から、2012年には3500ドル（約34万5千円）まで急速に伸びている。インドネシアの労働力人口（1億2120万人）のうちフォーマルセクターが33%、インフォーマルセクターが67%となっている。

2012年から2013年にかけて、インドネシアの経済成長は中国に次いで世界第2位の成長率（2011年は6.49%）を遂げた。GDPの規模は世界第16位であるが、政府は2025年までに世界で10位になることを目指している。

インドネシアはG20の参加国でもあり、投資適格もトリプルAマイナスとの評価も受けている。日本からの投資もここ25年ほどの間、常に上位3位から5位ぐらいの間には入っている。インドネシアにとって日本からの投資は非常に大切である。日本からの投資は、長期であり、短期間の投資に比べても非常に重要な意味を持っている。

しかし、マクロ経済の観点から見ると、ジニ係数は2011年の0.39から2012年には0.41となり、不均衡（不平等）が拡大している。このように経済面から様々な不均衡が生じている。

【労働者が抱える最重要課題】

インドネシアの全国の平均賃金（最低賃金）は、生活に最低限必要な経費、費用の89.6%しか満たしていない。以前はさらに低く、最低賃金は、生活に最低限必要な金額の79%程度であった。インドネシアのGDPはタイの4倍、マレーシアの3倍となっているにもかかわらず、インドネシアの労働者の賃金はタイの3分の1程度の水準である。

インドネシアの労働者の約8割が、エージェントなどを通じて雇用されているアウトソーシング（派遣労働、業務請負が中心）の労働者である。このうち、年金の保障がある労働者は0.05%にすぎない。世界第2位の経済成長率や大規模なGDPを誇っているにもかかわらず、こうした保障は貧弱である。

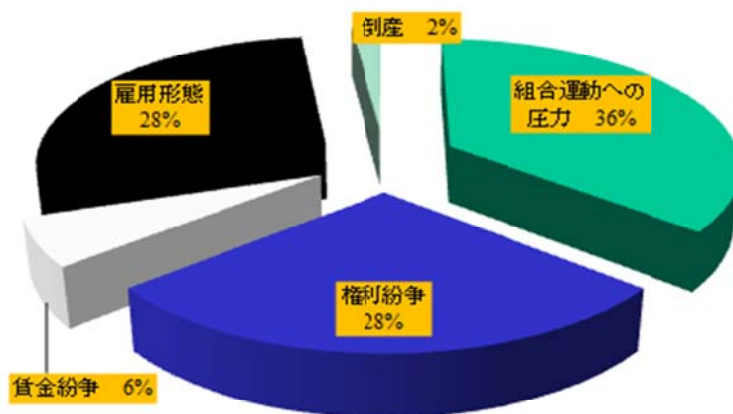
この5年間にインドネシアでは労働者による様々な運動、労働争議が勢いづいている。争点は主に2つあり、1つはパブリックと言っている公共的な性格を持った争点である。もう一方の工場等のストライキ件数は最近減っている。しかし、公共的な性格を持った様々な問題、例えば社会保障ではインドネシアのほとんど全ての労働者がきちんと受けられない状況にある。また、最低賃金も最低限必要な生活費よりも低いレベルの賃金しか払われていないという状況にある。

アウトソーシングの労働者は、病気になっても保障がない。このほか賃金の問題、労働裁判における手続の問題などがある。最近5年間の主な争点は社会保障である。2番目が最低賃金の問題、3つ目が労働者のアウトソーシングを廃止することである。

【労働争議の特徴と原因】

2012年～2013年の工場などで起こっている労働争議、労使紛争の原因は次の通りである。まずは組合運動への圧力（組合つぶし）で、これが一番多く36%、次いで労働者の権利に関する紛争が28%、雇用形態（アウトソーシング、契約社員）をめぐる問題が28%。それから賃金紛争（毎年の賃金交渉）が6%。このほか、倒産をめぐる問題も2%となっている。

労働争議の件数と原因
2012年



組合運動への 圧力	権利紛争	賃金紛争	雇用形態	倒産
36%	28%	6%	28%	2%

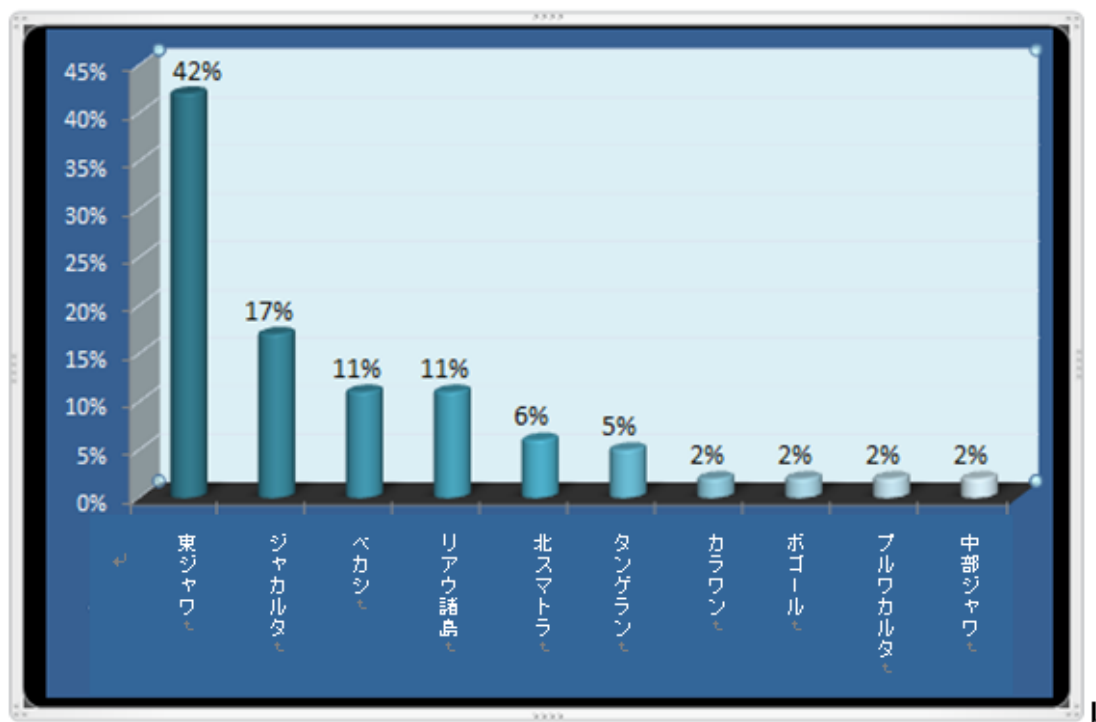
争議の中には、いわゆる犯罪となるものが含まれており、暴行、虐待、あるいは監禁、事務所の破壊なども起きている。これは、スハルト大統領の時代（1998年以前）までは、労働者は事業主に反抗してアクションを起こせば、その労働者はすぐに投獄されてしまう

という状況であった。しかしその後、労働組合が力をつけるようになり、警察、警備関係者やチンピラのような人たちと戦える力をつけてきたためである。

紛争の地域別内訳をみると、東ジャワが42%と数字が大きいが、これはチンピラあるいは、そういった人たちが関わって争議件数が多くなっているためである。

次に紛争、争議のタイプで見ると、まず権利に関する紛争がある。労働者の権利は法律で定められているが、それを守らない事業主が多い。例えば賃金面、2番目が、利益に関する紛争（利害衝突）で毎年の賃金の上げ幅などである。3番目が、解雇に関する紛争、4番目が、組合間、組合同士の間での紛争がある。インドネシアの場合、1つの企業に複数組合をつくることのできるため、時には組合同士の間で紛争が起きることもある。

紛争の地域別内訳



労使紛争が起きた場合の解決には、2つ仕組みがある。1つは訴訟による方法、労働裁判所、あるいは労使紛争を扱う裁判所で判断を仰ぐ方法。2番目は、訴訟によらない方法がある。これは、最初は二者間で協議することから始まって、そこで解決できない場合は調停、仲裁に移行していく方法である。

最近、多くのデモを行っているが、それは公共的な性格を持ったデモである。1つの工場、会社を超えた公共政策の課題、年金などの社会保障の問題、政府が最低賃金をどのように

決めようとしているのか、こうした課題と関係している。

デモには、シフトに入っていない労働者や有給休暇を利用して参加するため、労働時間の喪失はほとんどない。しかし、政府の低賃金政策、アウトソーシングの廃止を求めて行ったデモには、インドネシア全体で280万人が参加したが、このときは労働喪失時間がなかったわけではない。

日本からの投資も多い電子、エレクトロニック分野における争議は、2013年で30件となっている。うち地域別では、ブカシにおける争議件数は13件となっているが、ここは日本企業がたくさん進出している地域である。同じく、自動車産業における争議は2013年で11件となっている。

労使紛争のタイプ、種類（原因）は、組合運動に対する圧力（組合つぶし）や、労働協約がきちんと守られていないという状況が多いためである。分野としては電子・電機部門が多いが、進出企業の数が多いことから、結果として紛争の件数も多い。

労働争議の件数 電子部門 2013年

NO	地域	合計
1	DKIジャカルタ	2
2	ブカシ	13
4	プルワカルタ	1
5	タンゲラン	1
6	ボゴール	1
7	セラシ	1
8	スマラン	3
9	パスルアン	1
10	スラバヤ	1
11	バタム	6
12	ビンタン	1
合計		30

【社会保障制度の導入等の運動に成果】

公共的な性格を持った問題が争点になっているが、最低賃金や社会保障のほか、ジェンダー問題もクローズアップされている。こうした問題の中でも、社会保障の問題が最も大切であると考えている。インドネシアの人口2億6000万人のうち、1億5000万人の市民がき

ちんとした社会保障を受けられない状況にあるからである。労働者のうち、90%以上の労働者が社会保障を受けられない。例外は公務員、警察、軍隊で、彼らは生涯にわたる保障を受けられる。労働者は納税しているにもかかわらず、最終的には何の保障も受けられない状況にある。

2番目が最低賃金である。インドネシアの最低賃金（2012年）を諸外国と比べると、インドネシアより低いのはカンボジア、ベトナムぐらいで、インドネシアは本当に低い。世界第2位の経済成長率を誇り、投資先としても人気の高いインドネシアであるが、最低賃金は非常に低額である。

3番目がアウトソーシングの問題である。労働者の79%か、80%がアウトソーシングで働いている。1日の労働時間は長く、解雇されても泣き寝入りせざるを得ないことも多い。賃金も低く、西ジャワ州など幾つかの州で調査した結果、賃金は、同じ年数働いても正社員に比べて25%にしかならないというケースもある。

こういった状況を変えていくために、「ファクトリーからパブリック（工場から公共）へ」というスローガンを掲げ運動を進めている。公共的な性格を持った問題の典型が社会保障である。全ての労働者が一生にわたって社会保障を受けられるように我々は求めている。企業もきちんと保険料を納めて、ケガや病気の時に積み立ててきた保険料で医療保障が受けられるようにする必要がある。

国の経済が成長すれば、それに伴って賃金も当然上げるべきである。経済成長を投資の面だけではなく、国内の消費（購買力）も基準において見なければ正当な評価はできない。労働者の購買力が高くなれば、それに応じて国内消費が拡大し、経済成長につながっていくと考えている。

労働者の8割がアウトソーシング、正規社員が2割しかいない状況では明るい未来が全く見えない。そこで我々は、コンセプトを整理した上でロビー活動を行い、具体的なアクションを起こした。

その結果、2011年に新しい法律が制定され、3年間の活動の結果が実った。来年（2014年）の1月から、例外なく全ての労働者が医療保険、医療保障を受けられることになった。もちろん労働者も企業も保険料を納める必要がある。2015年には、年金保障も実現されることになった。

アウトソーシングのうち派遣労働については5業務（清掃サービス、労働者向けケータリングおよび輸送サービス、警備員、炭鉱・油田での補助業務）以外は、原則禁止で合意ⁱさ

れた。

以上のわれわれの行動はテレビ等で取り上げられ、市民、労働者の目に触れている。こうした運動が社会保障制度などの成果につながっていることが人々に理解され、その結果組合運動への参加者が増え、組合数、組合員数の大幅増加につながった。

また、これらの行動には女性も多く参加しており、ロビーイングなど様々な活動を行っている。

*1ドル=98.71円（2013年11月7日現在）

ⁱ) 派遣労働の原則禁止については、経営側の反発が強いため、関係者の合意が得られるまで大臣令を出さないとも報道されており、今後の動向を注視する必要がある。